

●香川県告示第205号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成30年7月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島西地先

イ 点の位置

基点A 松島東端

〃 B 松島南西端

〃 C 徳島県鳴門市大麻山高頂

〃 D 徳島県鳴門市北灘町碁の浦漁港防波堤基部

〃 E 引田庁舎中央

〃 F 神山高頂

〃 G 城山鼻東端

点 イ Aから真方位43度45分2,000メートルのところ

〃 ロ イから真方位313度45分450メートルのところ

〃 ハ CからB見通し延長線上Bから250メートルのところ

〃 ニ CからB見通し延長線とEからG見通し延長線との交差点

〃 ホ DからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

〃 ヘ ニからホ見通し延長線上ホから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号区第2号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市安戸池地先

イ 点の位置

基点A 犬もどり

- // B 兵庫県男鹿島高頂
- // C 双子島高頂
- // D 一ツ島高頂
- // E 丸亀島高頂
- // F 翼山西高頂
- // G 地の太鼻北端
- // H 城山鼻東端
- // I 引田漁港東防波堤突端
- // J 松島南西端
- // K 徳島県鳴門市大麻山高頂
- 点 イ AからB見通し線とEからD見通し延長線との交差点
- // ロ AからB見通し線とDからC見通し延長線との交差点
- // ハ IからH見通し延長線とDからC見通し延長線との交差点
- // ニ DからC見通し延長線上ロから南東へ100メートルのところ
- // ホ EからD見通し延長線上イから南東へ100メートルのところ
- // へ FからG見通し延長線とKからJ見通し延長線との交差点
- // ト DからC見通し延長線上ハから南東へ125メートルのところ
- // チ トからへ見通し延長線上へから北へ200メートルのところ
- // リ ニからホ見通し延長線上ホから北へ200メートルのところ

ウ 漁場の区域 リチ、チト、トニ、ニリの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号区第3号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市明神浜沖

イ 点の位置

基点A 犬もどり

- // B 鹿浦越崎北端
- // C 双子島の東島南端
- // D 双子島の西島西端 (イヌイ角)
- // E 一ツ島高頂

- // F 高松市庵治町高島高頂
- // G さぬき市馬ヶ鼻
- // H 兵庫県男鹿島高頂
- // I 通念島高頂
- 点 イ AからH見通し線とFからG見通し延長線との交差点
- // ロ AからH見通し線とEからC見通し延長線との交差点
- // ハ EからC見通し延長線上口からCへ100メートルのところ
- // ニ EからC見通し延長線上Cから200メートルのところ
- // ホ EからI見通し線上へからIへ360メートルのところ
- // へ BからD見通し延長線とEからI見通し線との交差点
- // ト BからD見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点
- // チ FからG見通し延長線上イからGへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チハの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市松原

計画番号区第4号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松原地先

イ 点の位置

- 基点A 新川東から1番目突堤突端
- // B 不動明王(東かがわ市松原、湊境界、不動堂)
- // C 東讃漁業協同組合事務所北側防災鉄塔
- // D 三本松港西埋立地防波堤基部
- // E 一ツ島西端
- // F 兵庫県南あわじ市丸山崎
- // G 薦港北コンクリート整地跡北側

- 点 イ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点
- // ロ AからE見通し線とGからC見通し線との交差点
- // ハ BからF見通し線とGからC見通し線との交差点
- // ニ BからE見通し線とDからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市松原

計画番号区第5号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市須賀沖

イ 点の位置

基点A 鹿浦越埼北端

// B 薦港北コンクリート整備跡北端

// C 湊川西側護岸防砂堤突端

// D 東かがわ市湊、三本松境界

// E 丸亀島北東端

// F さぬき市鷹島南端

// G 秋葉山高頂(97メートル)

// H 一ツ島高頂

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

// ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

// ハ BからE見通し線とGからD見通し延長線との交差点

// ニ AからF見通し線とGからD見通し延長線との交差点

// ホ GからD見通し延長線上ニから北へ100メートルのところ

// ヘ CからH見通し線上イからHへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ヘロ、ロハ、ハホ、ホへの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

エ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第6号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市須賀地先

イ 点の位置

基点A 湊川西側護岸防砂堤突端

// B 秋葉山高頂 (97メートル)

// C 東かがわ市湊、三本松境界

// D 丸亀島北東端

// E 一ツ島高頂

// F 薦港北コンクリート整地跡北端

点 イ BからC見通し延長線とDからF見通し線との交差点

// ロ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点

// ハ EからA見通し線上ロからAへ250メートルのところ

// ニ BからC見通し延長線上イからCへ250メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

エ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第7号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市三本松、横内、小磯沖

イ 点の位置

基点A 絹島南端

// B 女島南端

// C 中鼻北端

// D さぬき市鷹島北端

// E 小豆島町風ノ子島高頂

// F 虎丸山高頂

// G 三本松港浜町地区埋立地南西角

点 イ AからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

// ロ FからG見通し延長線上イからGへ800メートルのところ

- 〃 ハ CからE見通し線上ニからCへ800メートルのところ
- 〃 ニ CからE見通し線とイからD見通し線との交差点
- 〃 ホ CからE見通し線上ニからEへ100メートルのところ
- 〃 ヘ FからG見通し延長線上イから北へ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ヘロ、ロハ、ハホ、ホへの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- エ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第8号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市三本松、横内、小磯地先

イ 点の位置

基点A 三本松港浜町地区埋立地南西角

- 〃 B 虎丸山高頂
 - 〃 C 袖無鼻北端
 - 〃 D 絹島南端
 - 〃 E 女島南端
 - 〃 F さぬき市鷹島北端
 - 〃 G 小豆島町風ノ子島高頂
- 点 イ BからA見通し延長線とDからE見通し延長線との交差点
- 〃 ロ CからG見通し線とイからF見通し延長線との交差点
 - 〃 ハ BからA見通し線上イからAへ800メートルのところ
 - 〃 ニ BからA見通し線上ハからAへ300メートルのところ
 - 〃 ホ GからC見通し線上ロからCへ800メートルのところ
 - 〃 ヘ GからC見通し延長線上ホからCへ300メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- エ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第9号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市絹島沖

イ 点の位置

基点A 馬篠漁港西防波堤基部

// B 絹島西端

// C さぬき市津田町名古屋南端

// D さぬき市津田町鷹島北端

// E 三本松港浜町地区埋立地南西角

// F 虎丸山高頂

// G 女島南端

// H 丸亀島南端

// I 絹島南端

点 イ FからE見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点

// ロ AからB見通し延長線とCからH見通し線との交差点

// ハ AからB見通し延長線とイからD見通し線との交差点

// ニ イからD見通し線上ハからイへ500メートルのところ

// ホ CからH見通し線上ロからHへ500メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第10号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市絹島地先

イ 点の位置

基点A 馬篠漁港西防波堤基部

- // B 絹島西端
- // C さぬき市津田町名古屋島南端
- // D 丸亀島南端
- // E 女島南端
- // F 双子島北端
- 点 イ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点
- // ロ AからB見通し延長線とCからD見通し線との交差点
- // ハ CからD見通し線上ロからDへ500メートルのところ
- // ニ FからE見通し延長線上イからEへ500メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第11号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽地先

イ 点の位置

- 基点A 虎ヶ鼻東端
- // B 馬ヶ鼻北端
- // C 鷹島南端
- // D 鷹島東端
- // E 兵庫県西島高頂
- // F 東かがわ市一ツ島高頂
- // G 東かがわ市鹿浦越崎北端
- // H 東かがわ市丸亀島東端
- // I 東かがわ市北山の東から3番高 (130メートル)
- // J 東かがわ市、さぬき市津田町境界
- // K 東頭白岩中央
- // L 鶴部鼻北端
- // M 松琴閣東端
- // N 鶴羽、津田境界の海境石

点 イ Nから真方位45度の線とBからF見通し線との交差点

- 〃 ロ BからF見通し線上イからFへ300メートルのところ
- 〃 ハ BからF見通し線とJからE見通し線との交差点
- 〃 ニ BからF見通し線上ハからBへ100メートルのところ
- 〃 ホ IからH見通し延長線とMからL見通し延長線との交差点
- 〃 ヘ AからD見通し延長線とKからホ見通し線との交差点
- 〃 ト Nから真方位45度の線とAからD見通し延長線との交差点
- 〃 チ AからD見通し延長線上トから南へ100メートルのところ
- 〃 リ Nから真方位45度の線とCからG見通し線との交差点
- 〃 ヌ CからG見通し線上リからGへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロニ、ニホ、ホヘ、ヘチ、チヌ、ヌロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号区第12号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽脇元地先
- イ 点の位置

基点A 鵜部鼻北端

- 〃 B 東頭白岩中央
- 〃 C タテバの北鼻
- 〃 D 丸山鼻南東端
- 〃 E 東かがわ市丸亀島南端

点 イ CからB見通し延長線上Bから400メートルのところ

- 〃 ロ AからB見通し延長線とDからE見通し線との交差点
- 〃 ハ DからE見通し線上ロからEへ400メートルのところ
- 〃 ニ CからB見通し延長線上Bから800メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号区第13号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鷹島地先

イ 点の位置

基点A 津田港北防波堤突端から基部へ207メートルのところ (旧突端)

- // B 雨滝山高頂
- // C 津田川右岸護岸北端
- // D 丸山鼻高頂
- // E 丸山鼻東端
- // F 丸山鼻赤岩
- // G 猿子島南西端
- // H 萱落黒岩
- // I 大鼻東端
- // J 虎ヶ鼻東端
- // K 馬ヶ鼻北端
- // L 庵治町高島南の高
- // M 鷹島東端
- // N 鷹島南東端
- // O 丸亀島北東端
- // P 丸亀島南西端

点 イ HからI見通し延長線とJからO見通し線との交差点

- // ロ イから真方位45度200メートルのところ
- // ハ HからI見通し延長線とBからD見通し延長線との交差点
- // ニ LからK見通し延長線とFからN見通し延長線との交差点
- // ホ Aから真方位63度の線とNからP見通し線との交差点
- // ヘ Aから真方位63度の線とGからE見通し延長線との交差点
- // ト CからN見通し線とGからE見通し延長線との交差点
- // チ CからN見通し延長線とJからO見通し線との交差点
- // リ JからO見通し線とロからM見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リロの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市津田町津田

計画番号区第14号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田沖

イ 点の位置

基点A 馬ヶ鼻

- // B トビガス中央
- // C 小田漁港北防波堤基部
- // D 西浜護岸西端
- // E センクの浜西端
- // F 弁天鼻北端
- // G 苫張漁港西防波堤突端
- // H 小林の高
- // I バクの岩中央
- // J 大串崎長ゾワイ北端
- // K 小豆島町太麻山高頂
- // L 小豆島町長者鼻西端
- // M 小豆島町塩谷鼻
- // N 小豆島町大福部島西端

点 イ AからJ見通し線とDからN見通し線との交差点

- // ロ BからI見通し線とDからN見通し線との交差点
- // ハ BからI見通し線とEからM見通し線との交差点
- // ニ CからH見通し線とEからM見通し線との交差点
- // ホ CからH見通し線とFからL見通し線との交差点
- // へ BからI見通し線とFからL見通し線との交差点
- // ト BからI見通し線とGからK見通し線との交差点
- // チ AからJ見通し線とGからK見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チイの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市小田

計画番号区第15号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度沖

イ 点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ

// B 高松市庵治町高島西端

// C さぬき市、高松市牟礼町境界

// D 牟礼港北埋立地東護岸基部

// E 穴子中央三差路

// F 小串崎北端

// G 高松市牟礼町金山防波堤北東角

// H 志度港新町西防波堤基部

点 イ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点

// ロ AからB見通し線とGからF見通し線との交差点

// ハ CからB見通し線とFからG見通し線との交差点

// ニ CからB見通し線とDからE見通し線との交差点

// ホ HからB見通し線とGからF見通し線との交差点

// ヘ CからB見通し線上ハからCへ150メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホへ、へニ、ニイの5直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画および養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

オ 他の漁業権者と協調の上操業しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号区第16号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜沖

イ 点の位置

- 基点A 大串鼻
- 〃 B イモクイ
- 〃 C 二本木鼻
- 〃 D 新開漁港防波堤突端
- 〃 E 小串崎北端
- 〃 F 高松市牟礼町源氏ヶ峰 (218メートル)
- 〃 G 高松市牟礼町五剣山頂北の谷
- 〃 H 高松市庵治町太鼓鼻から海岸沿い北へ200メートルのところ
- 〃 I 高松市庵治町竹居鼻
- 〃 J 土庄町高見山高頂 (153メートル)
- 〃 K 小豆島町沖ノ鼻
- 〃 L 土庄町大余島東端
- 〃 M 長ぞわい南端
- 点 イ MからI見通し線とDからL見通し線との交差点
- 〃 ロ BからF見通し線とDからL見通し線との交差点
- 〃 ハ EからJ見通し線上Eから150メートルのところ
- 〃 ニ EからJ見通し線とAからG見通し線との交差点
- 〃 ホ ニからK見通し線とイからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロB、Cハ、ハニ、ニホ、ホイの6直線とBC間最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、魚類小割式養殖業 (区第816号) の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第17号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市牟礼町地先
- イ 点の位置
 - 基点A さぬき市、牟礼町境界
 - 〃 B 房前川右岸防砂堤基部
 - 〃 C 高松市庵治町高島高頂
 - 〃 D さぬき市権現鼻西端
- 点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

- ウ 漁場の区域 AI、IBの2直線とAB間沖出し10メートルの只曲線に囲まれた区域
 (2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から12月31日まで

- (3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

- (4) 地元地区 高松市牟礼町

計画番号区第18号 (のり)

- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町鳶ヶ巣地先

イ 点の位置

基点A 金山鬼ヶ岩

// B 松ヶ鼻東端

// C さぬき市小串崎

// D さぬき市蜂ヶ浦南端

点 イ AからD見通し線上Aから200メートルのところ

// ロ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

// ハ BからC見通し線上Bから200メートルのところ

// ニ AからD見通し線上Aから300メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

- (2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

- (3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

- (4) 地元地区 高松市牟礼町

計画番号区第19号 (のり)

- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高尻地先

イ 点の位置

- 基点A 牟礼町金山鬼ヶ岩
- 〃 B 松ヶ鼻東端
- 〃 C 太鼓鼻
- 〃 D さぬき市大串崎
- 〃 E 小豆島町大角鼻南の高頂 (159メートル)
- 〃 F さぬき市小串崎北端
- 〃 G 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ
- 点 イ CからD見通し線上Cから1,200メートルのところ
- 〃 ロ Gからイ見通し延長線上イから200メートルのところ
- 〃 ハ CからD見通し線と平行にロから西へ600メートルのところ
- 〃 ニ CからD見通し線上Cから400メートルのところ
- 〃 ホ BからF見通し線上Bから500メートルのところ
- 〃 ヘ AからE見通し線とニからホ見通し延長線との交差点
- 〃 ト AからE見通し線とGからイ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘト、トロの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- オ 他の漁業権者と協調の上操業しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号区第20号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高島東浦地先

イ 点の位置

- 基点A 高島南東端
- 〃 B 高島北東端
- 点 イ Aから真方位90度150メートルのところ
- 〃 ロ Bから真方位90度150メートルのところ
- 〃 ハ ロから真方位90度460メートルのところ
- 〃 ニ イから真方位90度460メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第21号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高島西浦地先

イ 点の位置

基点A 高島北端

// B 高島中の鼻

// C 牟礼町房前高頂

// D 太鼓鼻

// E 白石

// F 竹居鼻

// G 土庄町大余島西端

// H 土庄町大余島南端

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

// ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

// ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

// ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第22号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町笹尾地先

イ 点の位置

- 基点A 鎌野漁港西防波堤から海岸沿い西へ50メートルの防砂堤基部
- 〃 B センゾ旧防砂堤基部
- 〃 C 笹尾の浜西端防砂堤から海岸沿い東へ150メートルの石積防砂堤
- 〃 D 土庄町大余島東端
- 〃 E 小豆島町飛火崎
- 〃 F 小豆島町沖ノ鼻
- 点 イ CからD見通し線上Cから80メートルのところ
- 〃 ロ BからE見通し線上Bから80メートルのところ
- 〃 ハ AからF見通し線上Aから80メートルのところ

ウ 漁場の区域 Cイ、イロ、ロハ、ハAの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第23号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町竹居地先

イ 点の位置

- 基点A 笹尾の浜西端防砂堤突端
- 〃 B 竹居観音崎
- 〃 C 竹居鼻 (竹居西の鼻)
- 〃 D 稲毛島南東端
- 〃 E 土庄町黒崎
- 〃 F 土庄町大余島西端
- 点 イ AからF見通し線上Aから70メートルのところ
- 〃 ロ BからE見通し線上Bから70メートルのところ
- 〃 ハ CからD見通し線上Cから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハCの4直線とAC間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第24号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町江の浜地先

イ 点の位置

基点A 江の浜東の鼻

〃 B 御殿鼻

〃 C 鎧島西端

〃 D 兜島弁天鼻

点 イ AからD見通し線上Aから80メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから70メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線とAB間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第25号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町稲毛島地先

イ 点の位置

基点A 竹居鼻

〃 B 稲毛島東端

〃 C 稲毛島西の南端

〃 D 鎧島南西端

〃 E 大島北の高頂 (62メートル)

〃 F 小豆島町地藏崎灯台

点 イ AからB見通し線とDからC見通し延長線との交差点

- 〃 ロ AからB見通し延長線とEからF見通し線との交差点
- 〃 ハ EからF見通し線上口からFへ850メートルのところ
- 〃 ニ DからC見通し延長線上イから東へ850メートルのところ
- 〃 ホ BからA見通し線上イからAへ30メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第26号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島東側地先

イ 点の位置

基点A 小豆島町地藏崎灯台

- 〃 B 御殿鼻
- 〃 C 丸山大西鼻
- 〃 D 大島東端
- 〃 E 大島東の高頂
- 〃 F 大島北東端
- 〃 G 土庄町豊島東端
- 〃 H 鎧島北端
- 〃 I 鎧島南東端

点 イ BからG見通し線とIからE見通し線との交差点

〃 ロ CからD見通し延長線とEからH見通し線との交差点

〃 ハ CからD見通し延長線とFからA見通し線との交差点

〃 ニ BからG見通し線とFからA見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第27号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町船かくし地先

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

// B 相引川尻中央点(牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点)

// C 高松市屋島長崎鼻北の高頂

// D 高松市屋島長崎鼻北端

// E 高松市女木島北端

// F 大島アバギの鼻西端

// G 大島東の高頂

// H 大島東端

// I 白石

// J 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

// K 庵治漁港沖防波堤突端

// L 庵治漁港旧一文字防波堤北灯台

点 イ BからF見通し線とDからI見通し線との交差点

// ロ BからF見通し線とDからK見通し線との交差点

// ハ DからK見通し線上口からKへ50メートルのところ

// ニ AからH見通し線とCからJ見通し線との交差点

// ホ AからG見通し線とDからI見通し線との交差点

// へ EからL見通し線とホニを結ぶ直線との交差点

// ト DからI見通し線上イからIへ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハへ、へホ、ホト、トハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第28号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町大余島東地先

イ 点の位置

基点A 土庄町淵崎、小豆島町蒲生境界

〃 B 小豆島町蒲生角田川尻

〃 C 小豆島町沖の鼻南端

〃 D 高松市庵治町高島東端

〃 E 大余島南端

〃 F 大余島北東護岸の北端

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Fイ、イロ、ロEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第29号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町大余島南地先

イ 点の位置

基点A 門ヶ鼻南端

〃 B 木香西鼻南東端

〃 C ホテル観海楼前棧橋

〃 D 双子浦浜野別荘東側埋立地西端

〃 E 小豆島町室生弁天島高頂

〃 F 小豆島町長者鼻西端

〃 G さぬき市小串崎北端

〃 H 高松市庵治町高島西端

〃 I アワラ島南端

点 イ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ロ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ハ DからG見通し線とAからF見通し線との交差点

〃 ニ CからH見通し線とハからI見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第30号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小部地先

イ 点の位置

基点A 小島西端

〃 B 岡山県大多府島西端

〃 C 岡山県備前市鹿久居島東の高頂

〃 D 灘山墓地西端の岩

点 イ BからA見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ イからB見通し線上イからBへ1,750メートルのところ

〃 ハ DからC見通し線上DからCへ860メートルのところ

〃 ニ DからC見通し線上ハからDへ460メートルのところ

〃 ホ イからB見通し線上ロからイへ800メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町大部

計画番号区第31号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小部小島西地先

イ 点の位置

基点A 小部小島西端

// B シルバービーチ西砂止突端

// C 大部身投石

// D 大部港東埋立地北角

// E ウノ石

// F 大ゾワイ灯浮標

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線の交差点

// ロ AからD見通し線とCからE見通し線の交差点

// ハ イからB見通し線上イから50メートルのところ

// ニ ロからC見通し線上ロから50メートルのところ

// ホ ロからE見通し線上ロから200メートルのところ

// ヘ イからF見通し線上イから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町大部

計画番号区第32号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦港地先

イ 点の位置

基点A 直島町井島鞍掛ノ鼻灯台

// B 甲崎

// C 岡山県岡山市切石鼻西端

// D 白崎北端

// E 亀石山高頂

// F 家浦港外一文字防波堤西端

// G 家浦港灯台

// H 甲崎山高頂

点 イ AからB見通し延長線とGからF見通し延長線との交差点

// ロ AからB見通し延長線とEからC見通し線との交差点

- 〃 ハ DからH見通し線とEからC見通し線との交差点
- 〃 ニ DからH見通し線とGからF見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号区第33号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦地先 (団子瀬)

イ 点の位置

基点A 家浦、唐櫃境界 (深谷川尻)

- 〃 B 岡山県岡山市幸西外波崎
- 〃 C 亀石
- 〃 D 岡山県岡山市米崎
- 〃 E ケサガ鼻
- 〃 F 魚見山高頂 (103メートル)
- 〃 G 直島町井島戸尻鼻

点 イ AからB見通し線とFからE見通し延長線との交差点

〃 ロ CからD見通し線とイからG見通し線との交差点

〃 ハ CからD見通し線上ロからDへ500メートルのところ

〃 ニ AからB見通し線上イからBへ500メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号区第34号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島南東地先

イ 点の位置

基点A 小豊島北端

〃 B 葛島東端

〃 C 重岩

〃 D 戸形崎北西端

〃 E 黒崎南端

〃 F 小豆島町地藏崎

〃 G アワラ島北端

〃 H アワラ島西端

〃 I 高松市男木島北西端

〃 J 豊島ダメの高頂 (233メートル)

〃 K 小豊島南西端

点 イ FからE見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点

〃 ロ イからB見通し線とAからC見通し線との交差点

〃 ハ DからJ見通し線とIからG見通し延長線との交差点

〃 ニ DからJ見通し線とKからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aロ、ロイ、イハ、ハニ、ニKの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江

計画番号区第35号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島地先

イ 点の位置

基点A 豊島蛇山と壇山との窪

〃 B 葛島北西端

〃 C 葛島東端

〃 D 土庄港入口灯浮標

- 〃 E 高見山高頂 (115メートル)
- 〃 F 小豆島町地藏崎
- 〃 G 黒崎南端
- 〃 H 高松市男木島北西端
- 〃 I アワラ島北端
- 〃 J 小豊島横引鼻西端
- 〃 K 豊島送電用新鉄塔
- 点 イ FからG見通し延長線とHからI見通し延長線との交差点
- 〃 ロ JからB見通し線とDからA見通し線との交差点
- 〃 ハ イからC見通し線とDからA見通し線との交差点
- 〃 ニ イからC見通し線とEからK見通し線との交差点
- 〃 ホ JからB見通し線とEからK見通し線との交差点
- 〃 ヘ JからB見通し線上口からJへ110メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜

計画番号区第36号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町葛島地先

イ 点の位置

基点A 葛島西第4号灯浮標

- 〃 B 葛島西端
- 〃 C 葛島南端
- 〃 D 葛島東端
- 〃 E 伊喜末小向鼻
- 〃 F 室崎西端
- 〃 G 戸形崎西端
- 〃 H 小豊島北西端

点 イ BからH見通し線とEからC見通し延長線との交差点

〃 ロ DからG見通し線とEからC見通し線との交差点

〃 ハ DからG見通し線とFからA見通し線との交差点

- 〃 ニ BからH見通し線とFからA見通し線との交差点
 - 〃 ホ BからH見通し線上イからHへ100メートルのところ
 - 〃 ヘ DからG見通し線上ロからGへ100メートルのところ
 - 〃 ト DからG見通し線上ハからGへ100メートルのところ
 - 〃 チ BからH見通し線上ニからHへ100メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ホへ、へト、トチ、チホの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末

計画番号区第37号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町千振島西地先

イ 点の位置

基点A 白石

- 〃 B 一ノソワイ
- 〃 C 沖之島魚釣崎北端
- 〃 D 沖之島西端
- 〃 E 葛島北東端
- 〃 F 葛島ヨミガ鼻北端
- 〃 G 豊島虻崎

点 イ AからC見通し線とBからF見通し線の交差点

- 〃 ロ DからE見通し延長線とBからF見通し線の交差点
- 〃 ハ DからE見通し延長線とAからG見通し線の交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハAの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町小江

計画番号区第38号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小江長浜地先

イ 点の位置

基点A 千振島南端から真方位0度100メートルのところ

〃 B 満山尻高頂 (85メートル)

〃 C 長浜高浜川尻

〃 D 早崎北端

〃 E 屋形崎鼻北端

〃 F 妙見崎から真方位0度500メートルのところ

〃 G 岡山県瀬戸内市黄島灯台

〃 H 岡山県瀬戸内市前島女松山高頂

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ハ AからF見通し線上口からイへ50メートルのところ

〃 ニ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ホ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イハ、ハニ、ニホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町小江・長浜・滝宮

計画番号区第39号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦元目地先

イ 点の位置

基点A 千振島南端から真方位0度100メートル

〃 B 高尾山高頂 (104.4メートル)

〃 C 株式会社日本砂利小豆島事務所東側棧橋西基部

〃 D 屋形崎鼻北端

- // E 琴塚漁港北防波堤突端
- // F 妙見崎から真方位0度500メートルのところ
- // G 岡山県瀬戸内市黄島東端
- // H 岡山県瀬戸内市黄島西の高
- 点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
- // ロ AからF見通し線上イからFへ50メートルのところ
- // ハ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- // ニ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点
- // ホ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町馬越・屋形崎・見目・小海

計画番号区第40号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦小島地先

イ 点の位置

- 基点A 千振島南端から真方位0度100メートルのところ
- // B 早崎北端
- // C 見目漁港東防波堤突端
- // D 小海地藏鼻の東の鼻の電柱 (178-3)
- // E 琴塚漁港北防波堤突端
- // F 妙見崎から真方位0度500メートルのところ
- // G 岡山県瀬戸内市青島東端
- // H 岡山県瀬戸内市黄島東の高
- 点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
- // ロ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- // ハ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点
- // ニ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町馬越・屋形崎・見目・小海

計画番号区第41号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃小宮崎地先

イ 点の位置

基点A 甲崎山高頂

// B 虻崎北端

// C 白崎

// D 直島町井島戸尻鼻

// E 春日川中央

// F 宮崎

// G カナメ石

// H 小豊島中の高

// I 高松市庵治町大島北の高

点 イ AからB見通し延長線とHからF見通し延長線との交差点

// ロ CからB見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点

// ハ DからB見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点

// ニ IからG見通し延長線上ハからロへ100メートルのところ

// ホ イからE見通し線とDからB見通し延長線との交差点

// ヘ イからE見通し線上ホからEへ60メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニへ、へイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃

計画番号区第42号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃地先（団子瀬）

イ 点の位置

基点A 唐櫃、家浦境界（深谷川尻）

〃 B 小宮崎東端

〃 C 千振島北端

〃 D 岡山県岡山市飯盛岩

〃 E 岡山県岡山市幸西外波崎

〃 F ケサガ鼻

〃 G 魚見山高頂（103メートル）

点 イ AからE見通し線とGからF見通し延長線との交差点

〃 ロ イからC見通し線上イから200メートルのところ

〃 ハ イからC見通し線とBからD見通し線との交差点

〃 ニ BからD見通し線上ハからDへ500メートルのところ

〃 ホ AからE見通し線上イからEへ500メートルのところ

〃 ヘ ホからニ見通し線上ホから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニへ、へロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃

計画番号区第43号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田西泊地先

イ 点の位置

基点A ヨボシ岩

〃 B 星ヶ城高頂（817メートル）

〃 C 土庄町小部、小豆島町吉田境界

〃 D 西泊の鼻

〃 E 岡山県備前市鹿久居島東端

点 イ BからC見通し延長線とDからA見通し線との交差点

〃 ロ DからA見通し線上イからAへ800メートルのところ

- 〃 ハ ロからE見通し線上ロから320メートルのところ
- 〃 ニ AからE見通し線上Aから320メートルのところ
- 〃 ホ AからE見通し線上Aから640メートルのところ
- 〃 ヘ BからC見通し延長線上イから北へ620メートルのところ

ウ 漁場の区域 イへ、へホ、ホニ、ニハ、ハロ、ロイの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町吉田・福田

計画番号区第44号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福田地先

イ 点の位置

基点A マナイタ岩

- 〃 B ウノ石
- 〃 C 金ヶ崎
- 〃 D 兵庫県姫路市高島北西端

点 イ BからD見通し線とCからA見通し線との交差点

- 〃 ロ BからD見通し線上イからDへ350メートルのところ
- 〃 ハ BからD見通し線上イからDへ1,850メートルのところ
- 〃 ニ CからA見通し延長線と平行にロから南東へ1,500メートルのところ
- 〃 ホ CからA見通し延長線と平行にハから南東へ1,500メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハホ、ホニ、ニロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町吉田・福田

計画番号区第45号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町橘地先

イ 点の位置

基点A 橘漁港北防波堤基部

// B 兵庫県南あわじ市丸山崎西端

// C さぬき市鷹島高頂

// D 兵庫県姫路市高島高頂

// E 笠ヶ鼻東端

点 イ AからB見通し線とDからC見通し線との交差点

// ロ AからB見通し線上イからAへ100メートルのところ

// ハ EからB見通し線とDからC見通し線との交差点

// ニ EからB見通し線上Eから350メートルのところ

// ホ AからB見通し線上ロからAへ2,250メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町橘

計画番号区第46号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手大泊地先

イ 点の位置

基点A 風ノ子島東端

// B 水ノ子礁

// C 北谷北の鼻南端

// D ずらし

点 イ AからB見通し線上Aから800メートルのところ

// ロ AからB見通し線上Aから2,300メートルのところ

// ハ ロからC見通し線上ロから1,800メートルのところ

// ニ イからD見通し線上イから1,300メートルのところ

ウ 漁場の区域 イニ、ニハ、ハロ、ロイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号区第47号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手小島南東地先

イ 点の位置

基点A 小島西端

// B 小島東端

// C 馬戸防砂堤 (東から4本目)

// D なごら鼻の大石

// E 大角鼻沖播磨灘航路第1号灯浮標

// F さぬき市大串崎北の高頂 (145メートル)

// G 小豆島町チョウシャノ鼻東端

// H 大福部島北西端

点 イ AからH見通し線上Aから200メートルのところ

// ロ FからD見通し線上Dから150メートルのところ

// ハ ロからG見通し線とイからE見通し線との交差点

// ニ CからH見通し線とイからE見通し線との交差点

// ホ CからH見通し線とBからロ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号区第48号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福部島北東地先

イ 点の位置

基点A 大角鼻南端

// B 雨倉鼻

// C 大岳鼻

// D 花寿波島

// E 大福部島西端

// F 小福部島高頂

// G 東かがわ市絹島高頂

点 イ AからD見通し線とBからG見通し線の交差点

// ロ AからD見通し線とCからF見通し線の交差点

// ハ AからE見通し線とCからF見通し線の交差点

// ニ AからE見通し線とBからG見通し線の交差点

ウ 漁場の区域 イニ、ニハ、ハロ、ロイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号区第49号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦東地先

イ 点の位置

基点A 大角鼻

// B 大角鼻北の高頂（160メートル）

// C 大手城の鼻

// D 堀越漁港防波堤突端

// E 堀越西の鼻東端

// F 大岳鼻

// G 田浦東海岸の水門

// H 塩谷鼻

// I 大福部島東端

- 〃 J 大福部島西端
- 〃 K 小豆島町チョウシヤノ鼻
- 点 イ HからA見通し線とJからE見通し線との交差点
- 〃 ロ FからB見通し線とIからC見通し線との交差点
- 〃 ハ ロからD見通し線とCからK見通し線との交差点
- 〃 ニ イからG見通し線とCからK見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イニ、ニハ、ハロ、ロイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町坂手・苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第50号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦南地先

イ 点の位置

基点A 沖ノハナゲ灯浮標

- 〃 B 中鼻
- 〃 C なごら鼻の大石
- 〃 D 大角鼻
- 〃 E さぬき市大鼻
- 〃 F さぬき市馬ヶ鼻灯台
- 〃 G 小豆島町花寿波島
- 〃 H 小豆島町蒲野山山頂 (99メートル)
- 点 イ AからF見通し線とHからC見通し線との交差点
- 〃 ロ BからE見通し線とHからC見通し線との交差点
- 〃 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点
- 〃 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- 〃 ホ BからE見通し線上ハからEへ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第51号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦西地先

イ 点の位置

基点A 地ノハナゲ灯浮標

// B 沖ノハナゲ灯浮標

// C 中ノ鼻

// D 塩谷鼻

// E 小豆島町小蒲野南防砂堤突端

// F 小豆島町長崎漁港南防波堤基部

点 イ AからB見通し線とCからF見通し線との交差点

// ロ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点

// ハ FからC見通し線上イからCへ50メートルのところ

// ニ EからD見通し線上ロからDへ50メートルのところ

// ホ DからE見通し線上ロからEへ100メートルのところ

// ヘ CからF見通し線上イからFへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第52号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町堀越地先

イ 点の位置

基点A 堀越けい船岸東端

- 〃 B 西村清水(株)島醸前の鼻突端
- 〃 C 苗羽地区埋立地南西角
- 〃 D 小豆郡小豆島町赤鼻
- 点 イ AからB見通し線とCからD見通し延長線との交差点
- 〃 ロ AからB見通し線上Aから300メートルのところ
- 〃 ハ CからD見通し線と平行にロから南西へ200メートルのところ
- 〃 ニ CからD見通し延長線上イから南西へ200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イニ、ニハ、ハロ、ロイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第53号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町飛崎地先

イ 点の位置

基点A 土庄町浜野別荘東側埋立地西端

- 〃 B 入部漁港南防波堤基部
- 〃 C 東蒲生南防波堤基部
- 〃 D 飛崎南端
- 〃 E 弁天島高頂
- 〃 F 観音崎南端
- 〃 G 吉野高頂 (208メートル)
- 〃 H 長者鼻西端
- 〃 I 崩鼻南西端
- 〃 J さぬき市小串崎北端
- 〃 K 高松市庵治町稲毛島東端
- 〃 L 土庄町門ヶ鼻南端
- 〃 M 土庄町木香西鼻南東端
- 〃 N 土庄町小豆 (アズキ) 島高頂

点 イ AからJ見通し線とLからH見通し線との交差点

〃 ロ BからJ見通し線とMからE見通し線との交差点

〃 ハ BからJ見通し線とイからG見通し線との交差点

- 〃 ニ NからI見通し線とEからK見通し線との交差点
- 〃 ホ イからG見通し線とDからニ見通し延長線との交差点
- 〃 へ ロからF見通し線とCからニ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ハロ、ロへ、へニ、ニホ、ホハの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町池田、蒲生、室生、二面、吉野、蒲野、神浦

計画番号区第54号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲生地先

イ 点の位置

基点A 観音崎南端

〃 B 沖の鼻南端

〃 C 大麻山高頂

〃 D 東蒲生南防波堤基部

〃 E 土庄町弁天島北端

〃 F 土庄町大余島南端

〃 G 高松市庵治町兜島北端

〃 H 高松市庵治町高島南東端

点 イ AからE見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ロ AからE見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ハ BからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ニ AからE見通し線と直角にイから南へ引いた線とBからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町蒲生

計画番号区第55号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島長崎鼻西部地先

イ 点の位置

- 基点A 長崎鼻石垣西端
- 〃 B 浦生護岸北端
- 〃 C 浦生漁港1号防波堤突端
- 〃 D 旧半学塩田西端
- 〃 E 女木町日蓮上人記念碑
- 〃 F 土庄町小豊島西端

- 点 イ AからC見通し線上Aから200メートルのところ
- 〃 ロ BからE見通し線とDからF見通し線との交差点
- 〃 ハ BからE見通し線上口からBへ120メートルのところ
- 〃 ニ BからE見通し線上口からEへ200メートルのところ
- 〃 ホ イからE見通し線とDからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イハ、ハニ、ニホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第56号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市浜ノ町海水浴場地先

イ 点の位置

- 基点A 2006 J I C A S P A C高松大会開催記念碑 (サンポート記念碑)
- 〃 B ヨットハーバー西防波堤基部から護岸沿い東へ70メートルのところ
- 〃 C 海水浴場西防波堤基部から護岸沿い西へ164メートルのところ
- 〃 D 小槌島高頂
- 〃 E 直島町井島東端
- 〃 F 女木島西端

- 点 イ BからF見通し線上Bから450メートルのところ
- 〃 ロ BからF見通し線上Bから110メートルのところ
- 〃 ハ CからE見通し線上Cから110メートルのところ
- 〃 ニ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町

計画番号区第57号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市瀬戸内町高松漁港西地先

イ 点の位置

- 基点A 2006 J I C A S P A C高松大会開催記念碑 (サンポート記念碑)
- 〃 B 瀬戸内町高松漁港8号防波堤基部 (西側埋立地北東角)
- 〃 C 摺鉢谷川東側護岸北西端
- 〃 D 摺鉢谷川西側護岸北東端
- 〃 E 旧新塩田埋立地北側護岸屈曲部
- 〃 F 旧新塩田埋立地北側護岸西端
- 〃 G 小槌島高頂
- 〃 H 土庄町豊島后飛崎西端
- 〃 I 土庄町豊島ダッダガ高頂 (トギリ山)

- 点 イ AからG見通し線とBからI見通し線との交差点
- 〃 ロ BからI見通し線上Bから50メートルのところ
- 〃 ハ CからH見通し線上Cから50メートルのところ
- 〃 ニ DからH見通し線上Dから50メートルのところ
- 〃 ホ EからH見通し線上Eから50メートルのところ
- 〃 へ FからH見通し線上Fから50メートルのところ
- 〃 ト AからG見通し線とFからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トイの7直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
-----	-----

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町
計画番号区第58号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市郷東町貯木場地先

イ 点の位置

基点A 2006 J I C A S P A C高松大会開催記念碑 (サンポート記念碑)

〃 B 貯木場西防波堤基部

〃 C 貯木場埋立地北側護岸西角から護岸沿い東へ30メートルのところ

〃 D 小槌島高頂

〃 E 土庄町豊島坊主島南端

〃 F 土庄町豊島ダツダガ鼻

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ BからF見通し線上Bから120メートルのところ

〃 ハ CからE見通し線上Cから50メートルのところ

〃 ニ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町
計画番号区第59号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町東部地先 (マスノモ)

イ 点の位置

基点A 芋谷用水路南端

〃 B 女木島北端

- // C 大槌島南端
- // D 土庄町豊島カイカキ埼
- // E 土庄町豊島東端
- // F 庵治町矢竹島北端
- // G 庵治町竹居鼻
- 点 イ AからG見通し線上Aから1,425メートルのところ
- // ロ AからG見通し線上Aから665メートルのところ
- // ハ ロからD見通し線とBからF見通し線との交差点
- // ニ イからE見通し線とCからB見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第60号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市香西本町埋立地地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

- // B 本津川左岸突端
- // C 香西本町埋立地北東角
- // D 香西本町埋立地北西角
- // E 芝山神社鳥居
- // F 小槌島高頂
- // G 土庄町豊島甲崎の高 (84メートル)

- 点 イ AからF見通し線とBからG見通し線との交差点
- // ロ 香西本町埋立地東護岸延長線上Cから北へ15メートルのところ
- // ハ AからF見通し線とEからG見通し線との交差点
- // ニ AからF見通し線上ハからAへ300メートルのところ
- // ホ Dから二見通し線上Dから15メートルのところ
- // ヘ ホからロ見通し延長線とBからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イへ、へホ、ホニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市香西本町

計画番号区第61号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市香西北町鯉川地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

〃 B 香西本町埋立地北西角

〃 C 芝山神社鳥居

〃 D 香西港西埋立地北東角

〃 E 神在港東防波堤基部から護岸沿い東へ30メートルのところ

〃 F 神在鼻

〃 G 小槌島高頂

〃 H 土庄町豊島壇山高頂 (340メートル)

〃 I 土庄町豊島甲崎の高 (84メートル)

点 イ AからG見通し線とCからI見通し線との交差点

〃 ロ BからF見通し線とDからI見通し線との交差点

〃 ハ BからF見通し線とEからH見通し線との交差点

〃 ニ AからG見通し線とEからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市香西本町

計画番号区第62号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市神在川窪町地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

〃 B 香西港西埋立地北西角

〃 C 神在港西防波堤基部

〃 D 解体場北防波堤突端

〃 E 神在鼻

〃 F 小槌島高頂

〃 G 直島町柏島西端

〃 H 直島町柏島高頂 (103メートル)

〃 I 土庄町豊島中山高頂 (204メートル)

点 イ AからF見通し線とCからI見通し線との交差点

〃 ロ BからD見通し線とCからI見通し線との交差点

〃 ハ ロからE見通し線とDからH見通し線との交差点

〃 ニ EからG見通し線上Eから150メートルのところ

〃 ホ AからF見通し線とEからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市香西本町・神在川窪町・生島町・亀水町

計画番号区第63号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市生島町地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

〃 B 神在川窪町埋立地北角

〃 C 生島港北防波堤突端

- 〃 D トビノ鼻北東端
- 〃 E 小槌島高頂
- 〃 F 直島町オカメノ鼻南端
- 〃 G 土庄町豊島礼田崎南端
- 点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点
- 〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点
- 〃 ハ AからE見通し線上イからAへ150メートルのところ
- 〃 ニ AからE見通し線とCからG見通し線との交差点
- 〃 ホ BからD見通し線とCからG見通し線との交差点
- 〃 ヘ BからD見通し線上ロからBへ150メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町・生島町・亀水町
計画番号区第64号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市生島町旧生島塩田地先

イ 点の位置

基点A 旧生島塩田北東護岸北端

〃 B 小坂東防波堤基部

〃 C 生島港北防波堤突端

点 イ BからC見通し線上Bから60メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第65号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市生島町・亀水町地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

〃 B 神在鼻ミコ石 (赤ペンキで標示)

〃 C 生島港北防波堤突端

〃 D 紅ノ峰高頂 (245メートル)

〃 E 紅ノ峰鼻北端

〃 F 大崎鼻北峰高頂 (206メートル)

〃 G 小槌島高頂

〃 H 直島町荒神島西端

〃 I 直島町直島オカメノ鼻南端

点 イ AからG見通し線とCからI見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからI見通し線との交差点

〃 ハ EからF見通し線上Eから750メートルのところ

〃 ニ EからG見通し線上Eから750メートルのところ

〃 ホ EからH見通し線とAからG見通し線との交差点

〃 ヘ ホからF見通し線上ホから230メートルのところ

〃 ト BからE見通し線とDからI見通し線との交差点

〃 チ DからI見通し線上トからIへ100メートルのところ

〃 リ BからE見通し線上EからBへ200メートルのところ

〃 ヌ DからI見通し線と平行にリから北へ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロト、トチ、チヌ、ヌリ、リエ、Eハ、ハニ、ニへ、へホ、ホイの11直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第66号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ（白ペンキで標示）

// B 紅ノ峰鼻北端

// C 亀水養殖場北西角

// D 大崎鼻北峰高頂（206メートル）

// E 大崎鼻北東端

// F 小槌島高頂

// G 直島町荒神島西端

点 イ AからF見通し線とBからG見通し線との交差点

// ロ CからE見通し延長線とDからイ見通し線との交差点

// ハ CからE見通し延長線とBからD見通し線との交差点

// ニ BからD見通し線上ハからBへ130メートルのところ

// ホ Dからイ見通し線上ロからイへ90メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第67号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町井島東地先

イ 点の位置

基点A 牛ヶ首島北端

// B 井島戸尻鼻北端

// C 土庄町豊島亀石北端

// D 土庄町豊島甲崎北端

// E 井島鞍掛ノ鼻東端

// F 尾高島東端

// G 姫泊山高頂（99メートル）

点 イ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点

- 〃 ロ AからB見通し延長線とGからE見通し延長線との交差点
- 〃 ハ CからD見通し延長線とGからE見通し延長線との交差点
- 〃 ニ CからD見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第68号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町角崎地先

イ 点の位置

基点A 京ノ上臈島北東の高頂

- 〃 B 六郎島北端
- 〃 C 井島鞍掛ノ鼻南東端
- 〃 D 高松市庵治町兜島北端
- 〃 E 尾高島東端
- 〃 F 柏島東の高頂 (76メートル)
- 〃 G 積浦漁港南一文字防波堤南端
- 〃 H 向島猫鼻南端

点 イ AからB見通し延長線とCからG見通し線との交差点

- 〃 ロ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点
- 〃 ハ FからE見通し延長線とHからD見通し線との交差点
- 〃 ニ GからC見通し線とHからD見通し線との交差点
- 〃 ホ AからB見通し延長線上ロから東へ100メートルのところ
- 〃 へ HからD見通し線上ハからDへ100メートルのところ
- 〃 ト ホからへ見通し線上ホから450メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロト、トへ、へニ、ニイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第69号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町向島北地先

イ 点の位置

- 基点A 井島ナカ鼻西端
- 〃 B 井島鞍掛ノ鼻西端
- 〃 C 京ノ上臈北東の高頂
- 〃 D 六郎島北端
- 〃 E ベンザイ天
- 〃 F 向島荒崎鼻北東端
- 〃 G 向島白石
- 〃 H ハコ島北端

- 点 イ AからG見通し線とCからD見通し延長線との交差点
- 〃 ロ BからE見通し線とCからD見通し延長線との交差点
- 〃 ハ BからE見通し線とHからF見通し延長線との交差点
- 〃 ニ AからG見通し線とFからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第70号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町井島西地先

イ 点の位置

- 基点A 喜兵衛島南東端
- 〃 B 岡山県玉野市出崎南端

- 〃 C 井島ヘラガ崎ベニ石
- 〃 D 井島出崎西端
- 〃 E 井島南の高頂 (114メートル)
- 〃 F 向島ツンボ鼻北端
- 〃 G 家島北西端
- 〃 H 六郎島北端
- 〃 I 六郎島南端
- 〃 J 局島北端
- 〃 K 井島ナカ鼻南西端
- 点 イ BからF見通し線とCからJ見通し線との交差点
- 〃 ロ BからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- 〃 ハ DからG見通し線とEからI見通し線との交差点
- 〃 ニ EからI見通し線とAからH見通し延長線との交差点
- 〃 ホ AからH見通し線とCからJ見通し線との交差点
- 〃 ヘ CからJ見通し線上イからJへ250メートルのところ
- 〃 ト BからF見通し線とへからK見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第71号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臈島地先

イ 点の位置

- 基点A 六郎島北端
- 〃 B 井島ヘラガ崎ベニ石
- 〃 C 玉野市蛭子島高頂
- 〃 D 大ハタゴ島南端
- 〃 E 中島中央
- 〃 F 喜兵衛島北端
- 〃 G 喜兵衛島南東端
- 〃 H 安野島南端

- 〃 I 葛島北頂の窪
 - 〃 J 京ノ上臈島東端
 - 点 イ AからG見通し線とIからH見通し延長線との交差点
 - 〃 ロ AからG見通し線とCからJ見通し線との交差点
 - 〃 ハ BからD見通し線とCからJ見通し線との交差点
 - 〃 ニ BからD見通し線とEからF見通し延長線との交差点
 - 〃 ホ EからF見通し延長線とIからH見通し延長線との交差点
 - ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線に囲まれた区域
- (2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

- (3) 制限又は条件
- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 - ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 - エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第72号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町荒神島南地先

イ 点の位置

基点A 岡山県玉野市ナキンダ鼻東端

- 〃 B 葛島西端
- 〃 C 葛島南の高頂
- 〃 D 荒神島西端
- 〃 E 荒神島ニザエモン鼻南東端
- 〃 F 串山ノ鼻北端
- 〃 G 串山ノ鼻南端
- 〃 H 俎石灯標
- 〃 I 岡山県玉野市犬戻鼻南端

点 イ AからB見通し延長線とGからH見通し延長線との交差点

〃 ロ CからD見通し延長線とFからI見通し線との交差点

〃 ハ FからI見通し線とEからH見通し線との交差点

〃 ニ FからI見通し線上ロからIへ50メートルのところ

〃 ホ GからH見通し延長線上イから西へ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 ニハ、ハH、Hホ、ホニの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第73号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町琴反地・外ヶ浜・倉浦地先

イ 点の位置

基点A 俎石灯標

// B 串山ノ鼻南端

// C 地藏山高頂

// D 揚島南端

// E オカメノ鼻棧橋基部

// F 磯玉姫の鼻

// G 波無の鼻南端

// H 小林の鼻

// I 土庄町豊島礼田崎南端

// J 柏島高頂

// K 柏島南西端

点 イ AからJ見通し線とCからD見通し延長線との交差点

// ロ AからJ見通し線とIからG見通し延長線との交差点

// ハ AからJ見通し線上口からJへ250メートルのところ

// ニ FからK見通し線とHからG見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Bイ、イハ、ハニ、ニF、FEの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。
ただし、揚島養魚場内を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第74号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町荒神島北地先

イ 点の位置

基点A 荒神島北タラエモン鼻北端

〃 B 荒神島大石鼻高頂

〃 C 荒神島大石鼻北端

〃 D 葛島南西端

〃 E 風戸山高頂 (118メートル)

点 イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 ロA、AI、ICの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第75号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町葛島西地先

イ 点の位置

基点A 葛島南西端

〃 B 荒神島大石鼻北端

〃 C 岡山県玉野市蛸崎鼻東端

〃 D トビス中央

〃 E 岡山県玉野市瀬越鼻南西端

〃 F 葛島高頂 (105メートル)

点 イ AからC見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ロ DからF見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ハ DからF見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 AI、イロ、ロハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第76号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市番ノ州町西地先

イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田西護岸中央角

〃 B 多度津町高見島北端

〃 C 番ノ州埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ150メートルのところ

〃 D 多度津町佐柳島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから500メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから500メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第77号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田西地先

イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田西護岸中央角

〃 B Aから護岸沿い南へ500メートルのところ

〃 C 多度津町高見島高頂 (竜王の森298メートル)

- // D 多度津町高見島北端
- 点 イ AからD見通し線上Aから100メートルのところ
- // ロ AからD見通し線上Aから500メートルのところ
- // ハ BからC見通し線上Bから500メートルのところ
- // ニ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石、綾歌郡宇多津町

計画番号区第78号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町旧沖榊塩田地先

イ 点の位置

- 基点A 旧沖榊塩田北護岸東角
- // B 旧沖榊塩田北護岸西角
- // C 丸亀市本島町小阪高頂 (204メートル)
- // D 丸亀市本島東端
- // E 坂出市瀬居島高頂 (112メートル)
- // F 三豊市詫間町志々島南の窪

- 点 イ AからD見通し線とEからF見通し線との交差点
- // ロ BからC見通し線とEからF見通し線との交差点
- // ハ BからC見通し線上ロからBへ800メートルのところ
- // ニ AからD見通し線上イからAへ825メートルのところ
- // ホ AからD見通し線上イからDへ100メートルのところ
- // へ BからC見通し線上ロからCへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 綾歌郡宇多津町

計画番号区第79号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市上真島地先

イ 点の位置

基点A 旧土器塩田北護岸東角

〃 B 牛島西端

〃 C 上真島北端

〃 D 上真島西端

〃 E 下真島北端

〃 F 富士見町5丁目護岸北西端

〃 G 富士見町5丁目護岸北東端から護岸沿い西へ160メートルのところ

〃 H 旧土器塩田北護岸西角

点 イ AからB見通し線とEからC見通し延長線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ500メートルのところ

〃 ハ HからD見通し延長線とEからC見通し線との交差点

〃 ニ CからE見通し線上ハからEへ350メートルのところ

〃 ホ Gからニ見通し延長線上ニから500メートルのところ

〃 ヘ ニからG見通し線上ニから200メートルのところ

〃 ト ハからH見通し線上ハから200メートルのところ

〃 チ HからB見通し線とEからC見通し延長線との交差点

〃 リ HからB見通し線上チからHへ200メートルのところ

〃 ヌ AからB見通し線上イからAへ200メートルのところ

〃 ル トからへ見通し延長線とFからホ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロヌ、ヌリ、リチ、チハ、ハト、トル、ルホ、ホロの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市 (丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)

計画番号区第80号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市昭和町第3期埋立地地先

イ 点の位置

基点A 昭和町第3期埋立地北護岸東端から護岸沿い西へ100メートルのところ

〃 B 広島東端

〃 C 昭和町第3期埋立地北護岸西端から護岸沿い東へ200メートルのところ

〃 D 広島町白石鼻南端

点 イ AからB見通し線上Aから30メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから230メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから230メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上Cから30メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市 (丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)

計画番号区第81号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市中津地先

イ 点の位置

基点A 下真島北端

〃 B 金倉川防砂堤突端

〃 C 丸亀市、多度津町境界

〃 D 多度津町亀笠島北端

〃 E 広島町羽節岩灯標

〃 F 広島西端

〃 G 広島町江ノ浦広島中学校建物中央

点 イ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点

〃 ロ BからG見通し線上イからBへ300メートルのところ

〃 ハ BからF見通し線上Bから600メートルのところ

〃 ニ BからF見通し線上Bから100メートルのところ

〃 ホ CからE見通し線上Cから400メートルのところ

- 〃 へ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
- 〃 ト CからE見通し線上へからEへ300メートルのところ
- 〃 チ BからG見通し線上イからGへ300メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロバ、ハニ、ニホ、ホト、トチ、チロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号区第201号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄白方地先

イ 点の位置

基点A 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

- 〃 B 白方十字岩
- 〃 C 小串高頂
- 〃 D さぬき市猿子島高頂
- 〃 E 小串崎北端
- 〃 F 二本木ガラモ鼻
- 〃 G さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端
- 〃 H バベギ鼻
- 〃 I 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端
- 〃 J 土庄町戸形崎

点 イ AからG見通し線上Aから50メートルのところ

- 〃 ロ BからH見通し線上Bから50メートルのところ
- 〃 ハ CからD見通し延長線とEからF見通し線との交差点
- 〃 ニ EからF見通し線とIからJ見通し線との交差点
- 〃 ホ AからG見通し線とIからJ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ニホ、ホイ、イロ、ロハ、ハニの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第202号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄蜂ヶ浦北地先

イ 点の位置

基点A 小串穴の口から海岸沿い北へ50メートルのところ

// B 灯籠鼻南端

// C 旧志度町埋立北護岸西端

// D 高松市牟礼町金比羅山高頂

// E 高松市庵治町高島東端

点 イ BからC見通し線上Bから150メートルのところ

// ロ AからD見通し線上Aから125メートルのところ

// ハ CからE見通し線とAからD見通し線との交差点

// ニ CからE見通し線上ハからEへ140メートルのところ

// ホ イからロ見通し延長線上ロから北へ140メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホロ、ロハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月15日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第203号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄穴子地先

イ 点の位置

基点A 蜂ヶ鼻西端

// B 穴子海岸北西端

// C 穴子中央三差路

// D 穴子水門北防砂堤突端

- 〃 E ヒョウタンゴ鼻北端
- 〃 F 灯籠鼻西防波堤突端
- 〃 G 牟礼港赤灯台
- 点 イ AからF見通し線上Aから50メートルのところ
- 〃 ロ BからE見通し線上Bから50メートルのところ
- 〃 ハ ホからニ見通し延長線とホからへ見通し線と平行にロから東に見通した線との交差点
- 〃 ニ CからG見通し線上Cから50メートルのところ
- 〃 ホ DからG見通し線上Dから20メートルのところ
- 〃 へ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハホ、ホへ、へイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月15日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第204号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北部中地先

イ 点の位置

基点A 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

- 〃 B 庵治町大島アバギの鼻西端
- 〃 C 高松市屋島台頂北端（北嶺北端）
- 〃 D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台
- 点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
- 〃 ロ AからB見通し線上イからAへ300メートルのところ
- 〃 ハ CからD見通し線上イからCへ50メートルのところ
- 〃 ニ DからC見通し線と平行にロから西へ50メートルのところ
- 〃 ホ DからC見通し線上ハからCへ180メートルのところ
- 〃 へ ロからニ見通し延長線上ニから西へ180メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニへ、へホ、ホハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
-----	-----

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第205号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町ハジキ鼻沖

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

" B 江ノ浦埋立地西側護岸北角

" C 御殿山高頂（88メートル）南側の小高

" D 大島アバギの鼻西端

" E 高松市女木島北の高頂（109メートル）

" F 高松市屋島台頂北端（北嶺北端）

" G 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

点 イ AからB見通し線上Aから250メートルのところ

" ロ AからB見通し線上イからBへ150メートルのところ

" ハ イからE見通し線とDからG見通し線との交差点

" ニ CからF見通し線とDからG見通し線との交差点

" ホ イからE見通し線上ハからイへ75メートルのところ

" ヘ CからF見通し線上ニからCへ70メートルのところ

" ト ロからヘ見通し線上ロから100メートルのところ

" チ イからE見通し線上イから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ホへ、へト、トチ、チホの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第206号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町ハジキ鼻地先

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

〃 B 大島東端

〃 C 高松市屋島東町宮ノ窪洲鼻 (旧防砂提跡)

〃 D 高松市女木島中の高頂 (187メートル)

〃 E 高松市女木島北端

〃 F 米ハカリ鼻

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ イからC見通し線とFからE見通し線との交差点

〃 ハ FからE見通し線上ロからEへ350メートルのところ

〃 ニ イからD見通し線上イからDへ350メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第207号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島地先

イ 点の位置

基点A 高松市長崎鼻西端

〃 B 大島アバギの鼻西端

〃 C 重岩

〃 D 大島北西端

〃 E 矢竹島北端

〃 F 土庄町豊島東端

〃 G 高松市男木島高頂 (213メートル)

〃 H 高松市男木島南端

点 イ DからE見通し延長線とCからG見通し線との交差点

〃 ロ AからF見通し線とBからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Dイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮海岸線に囲まれた区域。ただし、魚類小

割養殖業（区第826号・区第827号）の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第208号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町長崎旧屋島養魚地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻北端

〃 B 長崎鼻南の高頂

〃 C 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ

〃 D 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

〃 E 庵治町丸山大西鼻南西端

〃 F 庵治町丸山高頂（66メートル）

〃 G 庵治町皇神鼻

〃 H 庵治町白石

〃 I 庵治町大島アバギの鼻西端

〃 J 男木島南の高頂（185メートル）

〃 K 女木島北端

〃 L 庵治町兜島西端

点 イ DからI見通し線とAからH見通し線との交差点

〃 ロ DからI見通し線とBからG見通し線との交差点

〃 ハ HからA見通し線上イからAへ50メートルのところ

〃 ニ GからB見通し線上ロからBへ50メートルのところ

〃 ホ DからI見通し線と平行にニから北へ250メートルのところ

〃 へ AからH見通し線とEからJ見通し線との交差点

〃 ト BからG見通し線とFからK見通し線との交差点

〃 チ CからL見通し線とEからJ見通し線との交差点

〃 リ へからト見通し線とホからチ見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 ハホ、ホリ、リへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第209号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島長崎鼻東部地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻港北防波堤基部

〃 B 庵治町丸山大西鼻南西端

〃 C 庵治町大島南東端

〃 D 女木島北端

点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

〃 ロ BからD見通し線上イからDに200メートルのところ

〃 ハ Cからロ見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ニ AからC見通し線上イからCへ30メートルのところ

〃 ホ ハからロ見通し線上ロからCへ30メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aニ、ニホ、ホハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第210号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西町浦生地先

イ 点の位置

基点A 浦生護岸北端

〃 B 浦生漁港北第3突堤

- 〃 C 旧半学塩田西端
- 〃 D 女木島南端
- 〃 E 女木港西防波堤（2）東端
- 〃 F 女木町日蓮上人記念碑
- 〃 G 土庄町小豊島西端
- 点 イ AからF見通し線とCからG見通し線との交差点
- 〃 ロ AからD見通し線とCからG見通し線との交差点
- 〃 ハ BからE見通し線とCからG見通し線との交差点
- 〃 ニ ハからE見通し線上ハからEへ75メートルのところ
- 〃 ホ イからF見通し線上イからFへ75メートルのところ
- 〃 ヘ ロからA見通し線上ロからAへ50メートルのところ
- 〃 ト ハからB見通し線上ハからBへ50メートルのところ
- 〃 チ ホからニ見通し線上ホからニへ70メートルのところ
- 〃 リ イからロ見通し線上イからロへ70メートルのところ

ウ 漁場の区域 ヘト、トニ、ニチ、チリ、リロ、ロへの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年5月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第211号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町西浦漁港南地先

イ 点の位置

基点A 西浦漁港南防波堤基部

- 〃 B 荒多大明神鳥居
- 〃 C 小槌島北端

点 イ AからC見通し線上Aから50メートルのところ

- 〃 ロ BからC見通し線上最大高潮時海岸線からCへ50メートルのところ
- 〃 ハ BからC見通し線上最大高潮時海岸線からCへ150メートルのところ
- 〃 ニ AからC見通し線上Aから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第212号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町芋谷地先

イ 点の位置

基点A 芋谷用水路南端

〃 B 庵治町大島アバギの鼻高頂

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから250メートルのところ

〃 ハ イから真方位180度100メートルのところ

〃 ニ ロから真方位180度100メートルのところ

〃 ホ ロから真方位00度50メートルのところ

〃 ヘ イから真方位00度50メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第213号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木町東部地先

イ 点の位置

基点A 男木島北東端

〃 B 土庄町豊島礼田崎南端

〃 C 土庄町豊島東端

- 〃 D 庵治町兜島南端
- 〃 E 庵治町矢竹島南端
- 〃 F 女木島東端
- 〃 G 大井地区2号防砂堤突端
- 点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
- 〃 ロ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点
- 〃 ハ CからF見通し線とEからG見通し線との交差点
- 〃 ニ BからF見通し線とEからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市男木町

計画番号区第214号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市生島町地先

イ 点の位置

- 基点A 生島港北防波堤突端
- 〃 B トビノ鼻北東端
- 〃 C 直島町オカメノ鼻南端
- 〃 D 土庄町豊島礼田崎南端
- 〃 E 川窪埋立地北角
- 〃 F 川窪埋立地西角

- 点 イ AからC見通し線とBからE見通し線との交差点
- 〃 ロ AからC見通し線とBからF見通し線との交差点
- 〃 ハ BからE見通し線上イからEへ150メートルのところ
- 〃 ニ BからF見通し線上ロからFへ150メートルのところ
- 〃 ホ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
- 〃 ヘ AからD見通し線とBからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
-----	-----

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町

計画番号区第215号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町小坂地先

イ 点の位置

基点A 直島町オカメノ鼻南端

〃 B 神在鼻ミコ石（赤ペンキで標示）

〃 C 旧川窪塩田南西護岸北端

〃 D 旧川窪塩田南西護岸南端

〃 E 生島港北防波堤突端

〃 F 紅ノ峰鼻北端

点 イ EからA見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ EからA見通し線とDからC見通し延長線との交差点

〃 ハ BからF見通し線とDからC見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハイの3直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町

計画番号区第216号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水漁港北地先

イ 点の位置

基点A 紅ノ峰鼻北端

〃 B 亀水漁港北防波堤突端

〃 C 赤鼻

〃 D 大崎鼻北峰高頂 (206メートル)

点 イ AからD見通し線上Aから750メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから210メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第217号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町赤鼻地先

イ 点の位置

基点A 紅ノ峰鼻北端

〃 B 亀水漁港北防波堤突端

〃 C 亀水漁港南防波堤西角

〃 D 亀水養殖場北西角

〃 E 水落

〃 F 赤鼻

〃 G 大崎鼻北峰高頂 (206メートル)

〃 H 大崎鼻北東端

点 イ AからG見通し線とDからH見通し線との交差点

〃 ロ AからG見通し線上イからAへ130メートルのところ

〃 ハ CからH見通し線上Cから500メートルのところ

〃 ニ BからF見通し線上Bから350メートルのところ

〃 ホ BからF見通し線上Bから320メートルのところ

〃 へ EからC見通し線上Eから150メートルのところ

〃 ト EからC見通し線上Eから50メートルのところ

〃 チ ホからへ見通し線とDからH見通し線との交差点

〃 リ BからF見通し線とDからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニチ、チへ、へト、トリ、リイの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
-----	-----

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第218号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町旧木沢塩田地先

イ 点の位置

基点A 大崎鼻（高松市、坂出市境界）

〃 B 小槌島高頂

〃 C 王越町大崎山高頂（231メートル）

〃 D 王越町宮ノ鼻

〃 E 旧木沢塩田防砂堤突端

〃 F 岡山県玉野市宮田山高頂（122メートル）

〃 G 乃田造船跡防砂堤突端

〃 H 三木水産作業場北端

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ DからC見通し線上Dから500メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線とHからD見通し延長線との交差点

〃 ニ FからG見通し線とイからロ見通し線との交差点

〃 ホ GからF見通し線上Gから70メートルのところ

〃 ヘ EからF見通し線上Eから70メートルのところ

〃 ト EからF見通し線とHからD見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トハの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第219号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町旧乃生塩田地先

イ 点の位置

基点A 王越町宮ノ鼻

〃 B 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

〃 C 旧乃生塩田防砂堤突端

〃 D 乃生海岸南防砂堤西角から防波堤沿い突端へ70メートルのところ

〃 E 乃生海岸北防砂堤突端

〃 F 三木水産作業場北端

〃 G 岡山県玉野市新割山高頂 (234メートル)

〃 H 岡山県玉野市宮田山高頂 (122メートル)

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ハ DからG見通し線とEからB見通し線との交差点

〃 ニ FからA見通し線とDからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第220号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大屋富町地先

イ 点の位置

基点A 相模坊下8号防砂堤突端

〃 B 瀬居島北東端

〃 C 相模坊下4号防砂堤突端

〃 D 瀬居島南端

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから250メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、AC間最大高潮時海岸線から沖出し10メートルの区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年5月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市大屋富町・青海町・高屋町・神谷町

計画番号区第221号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町中鼻地先

イ 点の位置

基点A 東浦漁港本浦北部防波堤突端から基部へ90メートルのところ

〃 B 峰池西側山頂（227メートル）

〃 C 中鼻

〃 D 馬返し鼻

〃 E 東浦漁港竹浦1号防波堤中央角

点 イ AからB見通し線上Aから130メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから130メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第222号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町北浦地先

イ 点の位置

基点A 平石

〃 B 小瀬居島南端

〃 C トビの巣鼻北端

〃 D 小瀬居島西端

〃 E 北浦大石

〃 F 室木島東端

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから50メートルのところ

〃 ハ EからF見通し線上Eから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第223号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石漁港地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤基部

〃 B 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ150メートルのところ

〃 C 岡山県釜島高頂

〃 D 岡山県釜島北西端

点 イ AからD見通し線上Aから20メートルのところ

〃 ロ AからD見通し線上Aから70メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上Bから70メートルのところ

〃 ニ BからC見通し線上Bから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第224号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町福田地先

イ 点の位置

基点A カブラ崎鼻西端

〃 B 岡山県上水島西端

〃 C 中鼻西端

〃 D 広島町イナダ浜北鼻東端

〃 E カラス小島高頂

〃 F 広島町芦大浦鼻東端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ハ EからF見通し線上口からEへ100メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上イからCへ100メートルのところ

〃 ホ CからD見通し線上イからDへ100メートルのところ

〃 へ EからF見通し線上口からFへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へへの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市本島町

計画番号区第301号（こんぶ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町瀨ノ内北部北地先

イ 点の位置

基点A 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

〃 B 高松市庵治町大島アバギの鼻西端

〃 C 高松市屋島台頂北端（北嶺北端）

〃 D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

- 〃 ロ AからB見通し線上イからBへ300メートルのところ
- 〃 ハ DからC見通し線上イからCへ50メートルのところ
- 〃 ニ CからD見通し線と平行にロから西へ50メートルのところ
- 〃 ホ CからD見通し線上ハからCへ180メートルのところ
- 〃 ヘ ロからニ見通し延長線上ニから西へ360メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニへ、へホ、ホハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第302号（こんぶ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西町浦生地先

イ 点の位置

基点A 浦生護岸北端

- 〃 B 浦生漁港北第3突堤
- 〃 C 旧半学塩田西端
- 〃 D 女木港西防波堤（2）東端
- 〃 E 女木町日蓮上人記念碑
- 〃 F 土庄町小豊島西端

点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

- 〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点
- 〃 ハ ロからD見通し線上ロからDへ75メートルのところ
- 〃 ニ ロからD見通し線上ロからDへ275メートルのところ
- 〃 ホ イからE見通し線上イからEへ275メートルのところ
- 〃 ヘ イからE見通し線上イからEへ75メートルのところ
- 〃 ト ホからニ見通し線上ホからニへ70メートルのところ
- 〃 チ ヘからハ見通し線上ヘからハへ70メートルのところ

ウ 漁場の区域 チハ、ハニ、ニト、トチの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第303号（こんぶ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西町浦生護岸地先

イ 点の位置

基点A 浦生川尻北側防波堤基部より北側護岸沿い50メートルのところ

〃 B 女木島南端

〃 C 浦生護岸北端

〃 D 女木町日蓮上人記念碑

点 イ AからB見通し線上Aから85メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから335メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから75メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上Cから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第304号（こんぶ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町小坂地先

イ 点の位置

基点A 小坂浜北の捨石

〃 B 神在鼻北端

〃 C 川窪埋立地北角

〃 D トビノ巣鼻北東端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

ロ CからD見通し線上Dから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第305号（こんぶ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町地先

イ 点の位置

基点A 紅ノ峰鼻北端

ロ B 神在鼻ミコ石（赤ペンキで標示）

ハ C 紅ノ峰高頂（245メートル）

ニ D 直島町オカメノ鼻南端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

ロ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

ハ CからD見通し線と平行にロから北へ100メートルのところ

ニ CからD見通し線上イからDへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第306号（こんぶ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町旧乃生塩田西地先

イ 点の位置

基点A 岡山県倉敷市堅場島高頂 (45メートル)

// B 乃生岬

// C 三木水産作業場北端

// D 王越町宮ノ鼻

// E 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

// F 旧乃生塩田北護岸西角より護岸沿い東へ200メートルのところ

// G 乃生海岸南防砂堤突端

点 イ AからF見通し線とBからE見通し線との交差点

// ロ AからF見通し線とCからD見通し線との交差点

// ハ AからG見通し線とCからD見通し線との交差点

// ニ AからG見通し線とBからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第307号 (こんぶ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町旧乃生塩田東地先

イ 点の位置

基点A 岡山県玉野市宮田山高頂 (122メートル)

// B 旧乃生塩田防砂堤突端

// C 乃生漁港東防波堤基部から防波堤沿い突端へ50メートルのところ

// D 王越町宮ノ鼻

// E 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

// F 三木水産作業場北端

// G 乃生海岸北防砂堤突端

点 イ BからA見通し線とDからF見通し線との交差点

// ロ CからA見通し線とDからF見通し線との交差点

// ハ CからA見通し線とEからG見通し線との交差点

// ニ BからA見通し線とEからG見通し線との交差点

// ホ AからC見通し線上ハからCへ50メートルのところ

〃 へ AからB見通し線上ニからBへ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホへ、へイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第308号（こんぶ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大屋富町地先

イ 点の位置

基点A 相模坊下8号防砂堤突端

〃 B 瀬居島北東端

〃 C 相模坊下4号防砂堤突端

〃 D 瀬居島南端

点 イ AからB見通し線上Aから350メートルのところ

〃 ロ イからA見通し線上イから100メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから350メートルのところ

〃 ニ ハからD見通し線上ハから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市大屋富町・青海町・高屋町・神谷町

計画番号区第401号（あおのり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

イ 点の位置

基点A 二本木ガラモ鼻

〃 B さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

〃 C 大井峠

〃 D 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

〃 E 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

〃 F さぬき市小串崎北端

〃 G 土庄町戸形崎

〃 H 土庄町大深山高頂 (227メートル)

〃 I 新開漁港埋立地北端

〃 J 白方大水門東端

〃 K 白方漁港南防波堤突端

〃 L 白方漁港北防波堤突端

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ホ イからC見通し線上イから150メートルのところ

〃 ヘ ロからC見通し線上ロから250メートルのところ

〃 ト ハからD見通し線上ハから250メートルのところ

〃 チ ニからD見通し線上ニから350メートルのところ

〃 リ Jから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

ウ 漁場の区域 ホロ、ロハ、ハト、トへ、へI、リJ、KL、Eハ、ハチ、チホの10直線とI
リ、JK、LE間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あおのり養殖業	10月1日から翌年6月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

2 免許予定日 平成30年10月1日

3 免許の存続期間 平成30年10月1日から平成35年9月30日まで

4 免許申請期間 平成30年8月28日8時30分から同月30日17時まで